

～政策関連～

## 個人所得税優遇政策延長 コロナ下の中小企業、中低所得者支援へ 終了後の影響に留意

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

2021年12月31日、財政部、税務総局は『年間1回性賞与等個人所得税優遇政策の実施継続に関する公告』(关于延续实施全年一次性奖金等个人所得税优惠政策的公告) (財政部 税務総局公告 2021年第42号、以下『2021年第42号』<sup>1</sup>)を公布しました。

2018年12月27日公布の『個人所得税改正後における関連優遇政策の移行問題に関する通達』(关于个人所得税法修改后有关优惠政策衔接问题的通知) (財税〔2018〕164号)<sup>2</sup>における「年間1回性賞与」や「上場企業の株式報酬」に係る優遇政策、2019年12月7日公布の『個人所得税総合所得の年度確定申告の関連政策問題に関する公告』(关于个人所得税综合所得汇算清缴涉及有关政策问题的公告) (財政部 税務総局公告 2019年第94号)<sup>3</sup>における「年度確定申告の免除」に係る優遇政策を延長したものです。

本稿では、個人所得税の計算方法や「年間1回性賞与」優遇政策終了後の影響等にフォーカスし解説したいと思います。

### 改正の概要

【図表1】改正の概要

	主要項目	概要	改定後（現状）
『個人所得税改正後における関連優遇政策の移行問題に関する通達』 (財税〔2018〕164号)	年間1回性賞与	1年につき1回、賞与を総合所得に合算せず、単独計算・納税。未使用の場合でも繰越不可 (2021年12月31日まで)	2023年12月31日まで延長
	上場企業の株式報酬	ストックオプション、株式増加受益権、譲渡制限付株式等の株式報酬を総合所得に合算せず、単独計算・納税 (2021年12月31日まで)	2022年12月31日まで延長
	外国籍個人(居住者)の税金減免	以下いずれかの優遇政策を選択 ・ 専項付加控除（特定項目付加控除）※ ・ 補助手当※※免税 (2021年12月31日まで)	2023年12月31日まで延長 本条のみ『2021年第43号』により延長
『個人所得税総合所得の年度確定申告の関連政策問題に関する公告』 (財政部 税務総局公告2019年第94号)	年度確定申告	以下の場合、申告免除 ・ 年間総合所得が12万元以下 ・ 年度確定申告で追納税額が400元以下 (2020年12月31日まで)	2023年12月31日まで延長

※ 子女教育費、継続教育費、住宅ローン・家賃、高齢者扶養、重大疾病医療費等該当項目があれば、所得から一定金額を非課税（控除）とする制度  
※※住宅手当、語学研修費、子女教育手当等

(『2021年第42号』及び関連公開情報に基づき、中国アドバイザー一部作成)

<sup>1</sup> 財政部 税務総局公告 2021年第42号

<sup>2</sup> 財税〔2018〕164号

<sup>3</sup> 財政部 税務総局公告 2019年第94号

<sup>4</sup> 財政部 税務総局公告 2021年第43号



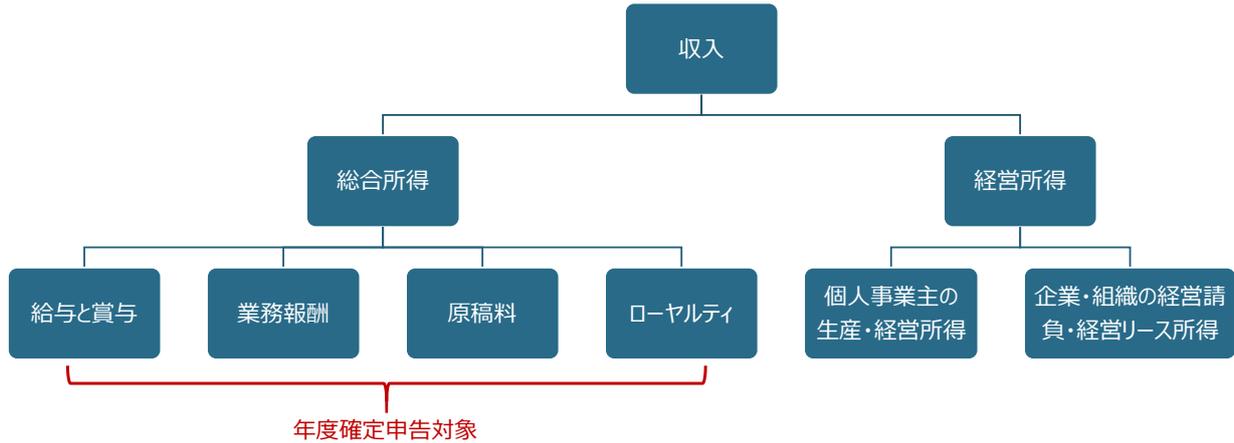
# 個人所得税の計算方法

## 収入の分類

中国では、2019年の個人所得税法の改正により、これまでの分離課税の対象の一部を総合課税に変更し、これに伴い年度確定申告制度が始まりました。

現状では、収入は総合所得と経営所得の2つに大別されています。それぞれの中身は下記のとおりです。なお、本稿では給与と賞与の場合の個人所得税計算方法に焦点を当てて解説します。

【図表 2】収入の分類



(関連公開情報に基づき、中国アドバイザー一部作成)

## 計算方法

現行の方法では、年間1回性賞与の優遇政策が適用されるため、給与と賞与を分けてそれぞれの税金を算出し、合計した金額で納税されます。

日系企業では、一年につき2回以上賞与を支給する会社もありますが、この場合、年間1回性賞与の優遇政策が利用できるのは1回のみとなるため、それ以外は全て給与と合算して納税する必要があります。

【図表 3】納税額の計算方法

給与の納税額			+	賞与の納税額			=	合計納税額
年度課税所得額 (元) (計算式は下記※ご参照)	適用税率	速算控除額		賞与 (元)	適用税率	速算控除額		
0~36,000	3%	0	0~36,000	3%	0			
36,000~144,000	10%	2,520	36,000~144,000	10%	210			
144,000~300,000	20%	16,920	144,000~300,000	20%	1,410			
300,000~420,000	25%	31,920	300,000~420,000	25%	2,660			
420,000~660,000	30%	52,920	420,000~660,000	30%	4,410			
660,000~960,000	35%	85,920	660,000~960,000	35%	7,160			
960,000以上	45%	181,920	960,000以上	45%	15,160			

※年度課税所得額<sup>5</sup>  
 = 総合所得 (右記年1回の賞与額分を除く)  
 - 60,000 (基本控除額) - 専項控除額  
 - 専項付加控除額 - その他控除額

賞与を複数回に分けて支給する場合、賞与として課税できるのは一回のみで、残りは全て左記総合所得に入れて合算する必要があります

(関連公開情報に基づき、中国アドバイザー一部作成)

<sup>5</sup> 「専項控除額」(特定項目控除額)とは基本養老保険、基本医療保険、失業保険、住宅積立金等。「その他控除額」とは商業健康保険、商業養老保険等。

## 賞与に関する注意事項

賞与の支給額によっては、「賞与が増えたのに、逆の手取額は減少した」といったケースが発生する場合があります。例えば、賞与支給額が 36,000 元の場合の手取額は 34,920 元(納税額 1,080 元)ですが、36,010 元の場合は同 32,619 元(納税額 3,391 元)と、支給額が 10 元増えたのに手取額は 2,311 元減少してしまいます。

同じ現象は、賞与が 36,000～38,567 元、144,000～160,500 元、300,000～318,334 元、420,000～447,500 元、660,000～706,539 元、960,000～1,120,000 元のレンジで発生しますので、**従業員の賞与を設定する際には留意が必要**です。従業員の賞与を増やしたつもりが、従業員からしたら手取額が減っては、モチベーションダウンにつながる恐れがあります。

中国では給与と賞与を分離課税しているものの、年間給与には年間ベースの累進課税方式(速算控除額)が導入されているのに対して、賞与には月次ベースの速算控除額が導入されているため、上記現象が発生しています。

## 優遇政策延長の背景

2018 年、個人所得税は同税法導入後第 7 回目の改正を迎えました。税制そのものが大幅に刷新され、基礎控除額、適用税率表も変更されました。改正後の新税法へのスムーズな移行を図るため、当初は 21 年末までという期限付きで、年間 1 回性賞与の優遇政策を含め、複数の経過措置が公布・施行されました。

しかし優遇政策の終了が間近となり、2022 年からの納税負担増加について関心が高まるなか、ギリギリのタイミングで延長されることになりました。

今回の延長は、新型コロナウイルス感染症や米中貿易摩擦の長期化などの影響を受ける中小企業、個人が多く存在しているなか、彼らの税負担軽減を図ることも背景にあるとみられています。

## 賞与優遇政策終了後の影響

優遇政策の終了による影響がいろいろと懸念されており、今回は優遇政策が延長されましたが、2 年後に再び同じ懸念や議論が起きる可能性が高いと思われます。「優遇政策が終了した後、実際どう変わるのか？」を把握しておくために、以下の試算を例にシミュレーションしたいと思います。

【図表 4】現状と優遇政策終了後の計算例

	給与の納税額	賞与の納税額	合計納税額
現状	$\begin{aligned} & \text{年度課税所得額 (専項・専項付加・その他控除済み)} \times \text{適用税率} - \text{速算控除額} \\ & 300,000 + 20,000 - 60,000 \times 20\% - 16,920 \\ & \quad \uparrow \text{残りの賞与} \end{aligned}$	$\begin{aligned} & \text{賞与} \times \text{適用税率} - \text{速算控除額} \\ & 80,000 \times 10\% - 210 \\ & \quad \uparrow \text{賞与のうち 1 回} \end{aligned}$	42,870
終了後	$\begin{aligned} & \text{年度課税所得額 (専項・専項付加・その他控除済み)} \times \text{適用税率} - \text{速算控除額} \\ & 300,000 + 20,000 + 80,000 - 60,000 \times 25\% - 31,920 \\ & \quad \uparrow \text{全ての賞与をここに合算} \end{aligned}$		53,080

(個人所得税の計算方法に基づき、中国アドバイザー一部作成)

上表で試算した通り、優遇政策が終了すると、試算例の前提条件において納税額は約 24%と大幅な増加となります。

ただ、総合所得が低く、各種控除枠を享受できない個人（総合所得と賞与合算しても 6 万円の基本控除額を下回る場合）等の状況もあり、年間 1 回性賞与を選択しない（総合所得との合算を選択）ほうが有利なケースも少数ではありますが存在します。

## まとめ

前項で触れたような総合所得が低く、各種控除枠を享受できない個人のパターンを除くと、大多数の個人の場合、優遇政策の終了は納税額の増加を意味します。

中国に進出する日系企業において、「手取額」と「総支給額」の 2 パターンで従業員と契約するケースが多いかと思いますが、「手取額」の場合、納税額の増加は全て企業側の負担となります。企業においては、納税額増加分のコストをカバーするだけの予算申請、本社への報告及び連携が必要となると思われます。

一方、「総支給額」の場合、納税額の増加は従業員の手取額の減少につながるため、従業員への説明、モチベーション維持のためのインセンティブの考案、同業他社の対応状況の把握や人材取り合いの防止等を実施しておくことが望まれます。

今回は優遇政策の終了のギリギリのタイミングでの延長となりますが、2024 年 1 月 1 日までに更なる延長があるかどうか、これに代わる経過措置が公布されるか等にも注目が必要です。

なお、外国籍個人に関する個人所得税の優遇政策も別の通達により、2023 年 12 月 31 日まで延長されましたが、こちらについても終了時期や終了による影響等にご留意ください。

\*

具体的な実務手続等については、関連主管部門または所在地の法律事務所、会計士事務所等にお問い合わせください。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部】

### 【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 郭嘉賓

Tel：021-3855-8888 (Ext: 1153)

E-mail：[Jiabin.Guo@mizuho-cb.com](mailto:Jiabin.Guo@mizuho-cb.com)

Copyright © 2022 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。